

平成23年8月30日

有限会社タンチョウコーポレーション

千葉県暴力団排除条例の施行について

前略

千葉県におきまして本年9月1日から千葉県暴力団排除条例（以下「本条例」とします。）が施行されます。

弊社におきましては、従来から暴力団員等の方にはご契約をお断りしておりますが、本条例の施行に伴い、契約書の内容の改正を検討してまいります。

皆様には何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。

草々